

# 岡崎市小規模特認校制度 利用者募集について

## 1 岡崎市小規模特認校制度の概要と目的

小規模特認校制度は、岡崎市内の小学校に在籍する児童であれば、現住所のままで一定の条件のもと小規模特認校として指定された小学校に入学・転入・編入できる制度です。

市内の自然環境に恵まれた小規模特認校に通学することにより、地域の特色を生かした教育活動のもと、きめ細かな指導を通して、豊かな人間性や健やかな体、確かな学力を身に付けさせることを目的としています。令和5年度より始まった制度です。



## 2 対象となる学校と募集人数について

令和7年度の特認校と募集人数等は次のとおりです。(50音順)

学校名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	特別支援
恵田小	5	5	5	5	5	5	要相談
形埜小	2	2	2	3	2	3	要相談
下山小	3	2	2	3	2	2	要相談
夏山小	3	3	2	2	2	2	なし
秦梨小	4	4	4	2	2	2	要相談
宮崎小	4	2	2	2	2	2	要相談

※夏山小については、特別支援学級が設置されていません。

## 3 児童保護者の応募条件について

小規模特認校への就学を希望する場合は、以下(1)～(6)の条件を満たすものとします。

- (1) 各小規模特認校の教育活動に賛同する保護者や児童を対象とします。
- (2) 入学・転入・編入後の在籍期間が、1年以上の通年通学とします。
- (3) 入学・転入・編入の受け入れ時期は、年度当初とし、年度途中の入学・転入・編入は認めません。
- (4) 送迎の安全確保については、保護者の責任において行います。児童の負担を考慮し、おおむね1時間以内で通学できる児童を対象とします。また、公共交通機関を利用した通学を認めます。ただし、通学にかかる費用は保護者の負担とします。
- (5) 他の小規模特認校からの入学・転入は認めません。
- (6) 入学・転入・編入を許可した後において、「申請の事実と実態が異なる場合」または、「この制度の目的に合わない事由が生じたと認められた場合」は、入学・転入・編入を取り消すことがあります。

## 4 申請の流れについて

- (1) 小規模特認校への入学・転入・編入を希望する場合は、希望する学校の見学もしくは体験入学を行うことを原則とします。事前に特認校もしくは教育委員会へ連絡し日程調整をしてください。
- (2) 体験入学や学校見学後、小規模特認校への入学・転入・編入を希望する場合は、教育委員会に対して「岡崎市小規模特認校制度利用申請書(様式3)」を提出していただきます。
- (3) 教育委員会は、保護者から「岡崎市小規模特認校制度利用申請書(様式3)」が提出された場合、小規模特認校への入学・転入・編入について審査し、結果を通知します。
- (4) 募集期間は、令和6年8月28日(水)～令和6年12月17日(火)です。定員を超えた場合は抽選となります。結果の通知は令和6年12月17日(火)以降となります。

## 5 その他

- (1) 募集期間以降の体験・見学・申請はできません。特別な事情がある場合は事前にご相談ください。
- (2) 児童の状況の把握のため、幼稚園、保育園等及び在籍学校と情報交換することがあります。
- (3) 見学や体験後に各家庭でじっくり考える時間を取るためにも、11月末までに見学や体験を終えていることが理想です。